

□

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」  
vol.192 (2018年2月28日号) 配信数：  
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

□

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～

【YOKOHAMA 外資系企業交流会】開催のご案内

※横浜市内を中心とした外資系企業の役員様・社員様

▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC ホームページを更新しました】

▼3. <WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC Facebook を更新しました】

▼4. <横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

▼5. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【有期雇用の従業員の2018年問題について】

▼6. <横浜市及び IDEC より> ～上海事務所移転のお知らせ～

【横浜企業経営支援財団（IDEC）上海事務所の移転について】

▼7. <横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～

【世界の注目国・地域セミナー・シリーズⅣ 中国 ～「新時代」を迎えた中国ビジネス～ 開催のお知らせ 3/20】

1. ----- ■■■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【YOKOHAMA 外資系企業交流会】開催のご案内

※横浜市内を中心とした外資系企業の役員様・社員

横浜市は外資系企業にとってビジネスのしやすい街となることを目指し、「市内各社の業務動向」や「海外情勢の把握」、「人材確保の取組」など、日本法人役員・担当者がビジネス展開をするために有益な情報を集めています。

情報のみならず、人とつながる機会が得られる場を皆さまにご提供するため、このたび外資系企業交流会を開催します。お食事もご用意しております。ぜひ奮ってご参加ください。

日時： 2018年3月27日（火）17時～19時30分（開場16:30）

費用： 無料

会場： 崎陽軒本店 4階 ダイナスティー

定員： 70名（横浜市内を中心とした外資系企業の役員様・社員様）

※1社あたり2名まで。先着順。

イベントの詳細・お申込みのご案内は、こちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/docs/20180327-YWBC-vol1-YK-leaflet.pdf>

2. -----■□■

<WBC事務局より> ～お知らせ～

【WBC ホームページを更新しました】

英語版のメールマガジンの配信を開始しました。英語版の記事でしかご覧になれない内容もございますので、ぜひ以下のPDF版をご覧ください。また、今後も英語でメールマガジン配信をご希望される方は、([mmq@ywbc.org](mailto:mmq@ywbc.org))までご連絡下さい。

↓バックナンバーvol.1はこちらから

[http://www.ywbc.org/docs/en\\_mailmagazine\\_1201.pdf](http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1201.pdf)

↓バックナンバーvol.2はこちらから

[http://www.ywbc.org/docs/en\\_mailmagazine\\_1228.pdf](http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1228.pdf)

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBCでは無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)

横浜市中区新港2丁目2-1 横浜ワールドポーターズ 6F

TEL: 045-222-2030

FAX: 045-222-2088

E-mail : [open@ywbc.org](mailto:open@ywbc.org)

■□■

3.

-----■□■  
<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■

4.

-----■□■  
<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834

FAX : 045-664-4867

E-mail : [ke-wbc@city.yokohama.jp](mailto:ke-wbc@city.yokohama.jp)

■□■

5.

-----■□■  
<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

## 【有期雇用の従業員の2018年問題について】

Q) 2018年問題とは何でしょう？

A) 労働契約法の改正により、期間の定めのある雇用契約（有期労働契約）を結んでいる従業員については、雇用期間が通算で5年を超えると、従業員からの申し込みによって、期間の定めのない雇用契約（無期労働契約）に転換されることになりました。雇用主は、この申し込みを拒んだり、予め排除する合意をすることができません。

この改正法が、2013年4月1日に施行されたことから、例えば契約期間1年ずつ更新を継続してきた従業員の場合、2018年4月1日に以降に労働契約を更新したとすれば、雇用期間の通算が5年を超えますので、その従業員から無期転換の申し込みが可能となります。ですから2018年問題などと言ったりするのです。

Q) そうであれば、ちょうど満5年目で労働契約を打ち切れば良いのですよね？

A) いいえ、そうではありません。労働契約法の別の改正により、期間の定めのある労働契約の打ち切り（いわゆる雇止め）も合理性や相当性のないものは、できなくなりました。法文では、「過去に反復して更新されたことがあるもので…期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できる」場合、や「有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由がある」場合、とされています。

また、2013年4月1日から有期労働契約を締結するときには、「契約を更新する場合の基準」を労働契約書などの書面で明示しなければならなくなりました。厚生労働省の書式では「契約時間満了時の業務量」「勤務成績、態度」「能力」「会社の経営状況」「従事している業務の進捗状況」「その他」となっています。このように更新基準を明示したとすれば、有期労働契約において、その基準を満たしているときは更新されるものと期待されやすくなるといえ、5年を超える無期転換を防ぐための雇用主からの雇止めは困難となります。

あり得るとすれば、一番初めに有期雇用契約を締結するとき、更新の限度を5年まで（1年更新なら更新回数は4回が限度とするなど）と明示しておく方法が考えられます。

Q) 期間の定めのない労働契約になった場合、どうなるのでしょうか？

A) 期間が切れたことを理由に労働契約を打ち切ることができなくなり、雇用主から労働契約を打ち切るときは解雇という形を採らざるを得なくなります。日本では、従業員の解雇が自由にできないことはご承知のとおりです。

ただ無期転換後の労働条件（賃金、勤務時間など）は、特に就業規則や労働契約などで規定していない限り、従前の有期労働契約の内容と同じになるのが原則です。当然に正社員と同じになるわけではありません。他方で、就業規則や個別の労働契約で、正社員と異なる労働条件とすることも可能です。ただ、労働条件を、従前の有期労働契約のから著しく悪くしたとすれば、無期転換権を無意味にするものとして無効とされることがあり得るでしょう。

Q) その他特に注意した方が良い点がありますか？

A) 定年後の従業員を、1年間ごとの有期雇用として更新を継続する場合に注意が必要です。つまり、就業規則で定年を65歳としている会社で、65歳を超えてから1年間ごとと有期雇用として更新し5年間を超えて70歳となったとしましょう。この場合に無期転換の申し込みをされますと、そこから無期雇用となり、かつ就業規則に何の定めもないと定年がない労働契約となり、従業員が希望する限り原則として雇用継続をしなければならないのです。

ですから、就業規則を改定して第二の定年を設けておくか、都道府県労働局に対して特例認定の申請を行う必要があります。

以上

【運送会社の労務問題を多数取り扱っている弁護士】

■□■-----

6. -----■□■

<横浜市及び IDEC より> ~上海事務所移転のお知らせ~

【横浜企業経営支援財団 (IDEC) 上海事務所の移転について】

(公財) 横浜企業経営支援財団 (IDEC) 上海事務所は、1987 年に開設して以来、市内中小企業の中国ビジネス展開を支援するとともに、横浜市役所の上海事務所として、友好都市である上海市をはじめとした中国各都市との交流窓口となっています。

このたび、平成 30 年 3 月 5 日より、浦西エリア・虹橋経済開発区内の国際貿易センタービルに移転します。移転先周辺には、日本国総領事館をはじめ、日本貿易振興機構 (JETRO)、日本政府観光局 (JNTO)、日本の各自治体事務所が集積しており、日系企業も多く立地しています。移転により、関係機関とのより密接な連携や市内企業へのビジネス支援を効率的に行うことで、一層幅広い事業展開をしていきます。

【上海事務所移転概要】

- 1 新住所 ※平成 30 年 3 月 5 日(月)から運営開始  
〒200336  
中華人民共和国上海市長寧区延安西路 2201 号  
上海国際貿易中心 2108 室 (21 階)

↓詳細はこちら

[http://www.idec.or.jp/whats\\_new/20180227110000.php](http://www.idec.or.jp/whats_new/20180227110000.php)

現住所 ※3月2日(金)に運営終了

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号恒生銀行 7 F

2 連絡先 ※変更はありません

電話 (+86) (0)21-6841-5777

FAX (+86) (0)21-6841-5700

メールアドレス [yokohama@idec-sh.com](mailto:yokohama@idec-sh.com)

ホームページ <http://www.idec.or.jp/shanghai/>

<お問い合わせ>

(公財) 横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

[TEL : 045-225-3730](tel:045-225-3730)

E-mail : [global@idec.or.jp](mailto:global@idec.or.jp)

■□■

7. -----■□■

<横浜市より> ~セミナー開催のお知らせ~

【世界の注目国・地域セミナー・シリーズIV 中国 ~「新時代」を迎えた中国ビジネス  
~ 開催のお知らせ 3/20】

習近平・国家主席は、平成 29 年 10 月の共産党大会において、「新時代の中国の特色ある社会主義」思想を党規約に明記、安定的な政治基盤を確立しつつ、二期目をスタートさせました。

中国は、経済的にも高速成長から「質の高い発展」への転換を目指す「新時代」を迎えており、その行方は日系企業にとっても大きな関心事項となっています。

本セミナーでは、習近平政権の政策動向やそれを踏まえた進出日系企業の中国ビジネスについて解説します。

◆日時：平成 30 年 3 月 20 日 (火) 14:00~15:30

◆場所：横浜商工会議所 横浜シンポジア

(横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 9 階)

◆講師：名古屋外国語大学外国語学部中国語学科 教授 真家 陽一 氏

◆定員：100 名程度 (定員になり次第締切り)

◆費用：無料

- ◆申込締切：平成 30 年 3 月 13 日（火）
- ◆主催：横浜商工会議所、ジェトロ横浜、横浜市経済局

↓詳細・お申込み方法はこちら

<http://www.yokohama-cci.or.jp/event/seminar/2018/0213001696.html>

<お問い合わせ>

横浜商工会議所 国際部

TEL：045-671-7406

FAX：045-671-7410



---

#### WBC のサービスご案内

---

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

---

#### 横浜ワールドポーターズのご案内

---

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。

横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

---

#### WBC メールマガジン発行について

---

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター  
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1

横浜ワールドポーターズ 6 階  
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088  
<http://www.ywbc.org/>  
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ  
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4  
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274  
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 誘致推進課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
TEL: 045-671-3834  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

- ◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。
  - ◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、[mmq@ywbc.org](mailto:mmq@ywbc.org) にお願ひ致します。
  - ◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>
- ©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
-